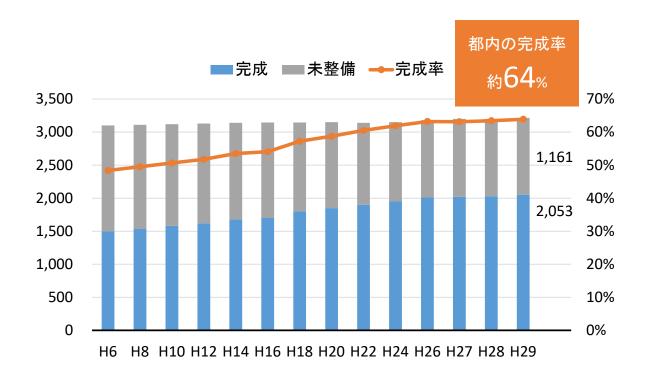
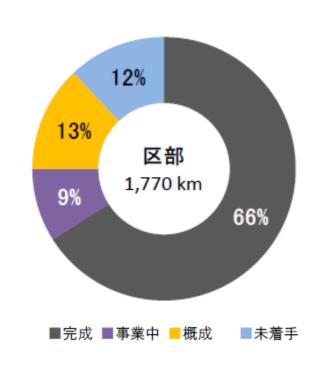
東京都全体の都市計画道路

●都市計画道路の整備状況(東京都全体) (平成29年度末時点 ※島しょ部を除く)

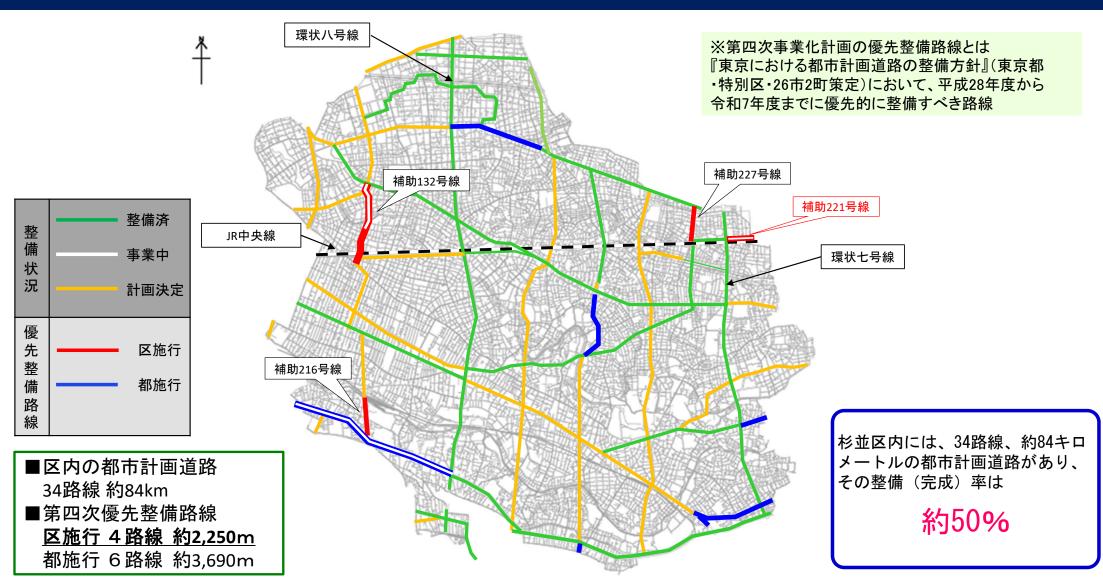


●都市計画道路の整備状況 (区部) (平成29年度末時点 ※島しょ部を除く)



出典:東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針

区内の都市計画道路の状況と第四次事業化計画の優先整備路線について



位置図



これまでの計画と事業の動き

昭和41年7月

都市計画街路網の再告示(計画変更) 補助221号線 計画幅員16m

計画的、効率的に整備を進めるため、東京都における都市計画道路の整備方針「事業化計画」を(東京都・特別区・26市2町)で策定

昭和56年度~平成2年度 第一次 事業化計画

平成3年度~平成15年度 第二次 事業化計画

平成16年度~平成27年度 第三次 事業化計画

平成28年度~令和7年度 第四次 事業化計画

令和2年12月

令和4年7月1日

令和4年12月

令和5年3月

令和5年5月

補助221号線 優先整備路線に選定



区長を交え、様々な年代立場の住民 が意見を出し合い、まちづくりの中 で道路を考える対話集会

<u>事業認可取得</u>

事業・測量説明会

さとことブレスト(高円寺地域) 開催

シンポジウム「まちづくりから道路整備を考える」 開催

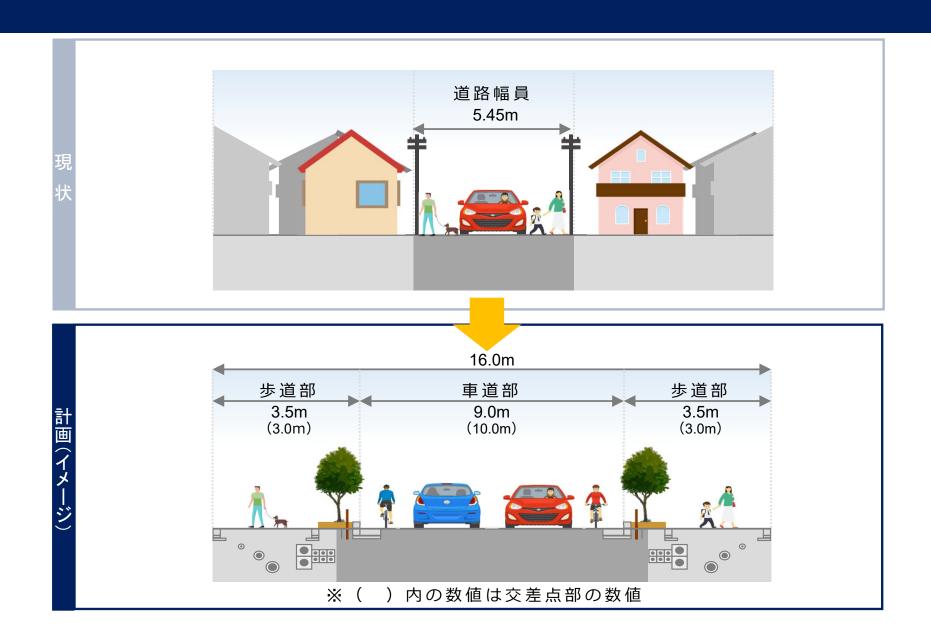
説明会(オープンハウス) 開催

都市計画事業認可の取得

- ■「都市計画事業認可」とは 都市計画法第59条の規定により、都市計画事業として都市計画に定められ た都市施設の整備を行うにあたり、施行者(杉並区)からの事業認可申請に 対して認可権者である東京都知事が行う行政処分です。
- ■事業名:東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第221号線
- ■許可日:令和4年7月1日
- ■事業施行期間:令和4年7月1日から令和14年3月31日
- ■事業地

収用の部分: 高円寺南五丁目、高円寺北一丁目各地内

使用の部分:なし



都市計画事業認可による法的効果(都市計画法)

- ■事業認可の告示(令和4年7月1日)後は、次の<u>都市計画法</u>に基づく効果が発生します。
 - ●建築等の制限(都市計画法第65条)

都市計画事業地内において、以下の行為を行う場合は杉並区長の許可が必要となります。

- ①土地の形質の変更(切土、盛土、整地)
- ②建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)、その他の工作物の設置 ⇒下図参照
- ③移動の容易で無い物件(5トンを超える物件)の設置もしくは堆積
- ●有償譲渡(土地建物の売買)の届出(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定の対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方等を書面にて事前に施行者である杉並区への届け出が必要となります。

建築等の制限(都市計画法第65条)

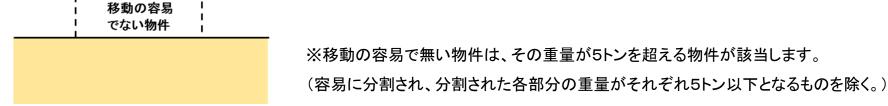
①土地の形質の変更



②建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)、その他の工作物の設置



③移動の容易で無い物件(5トンを超える物件)の設置もしくは堆積



※移動の容易で無い物件は、その重量が5トンを超える物件が該当します。

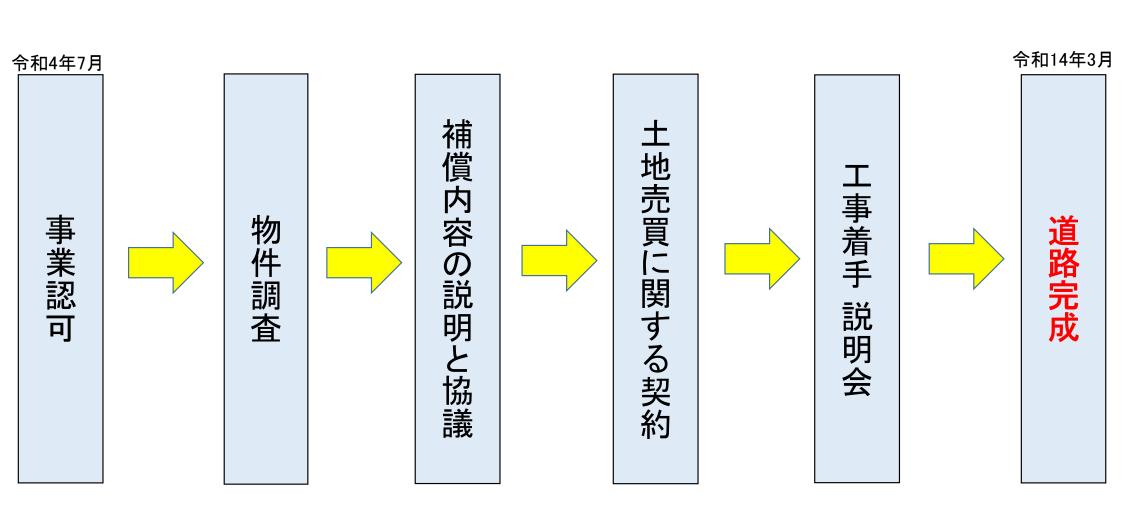
都市計画事業認可による法的効果(土地収用法)

- ■事業認可の告示(令和4年7月1日)後は、次の土地収用法に基づく請求が可能となります。
 - ●裁決申請の請求(土地収用法第39条第2項、46条の2第1項)

土地所有者又は土地に関して権利をお持ちの方で、早期に土地等の補償金の支払いを希望される方については、土地収用法で定める一定の条件の下に区に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払いを請求することができます。

まずは任意での協議を進めたいと考えておりますので、 早期の売却をお考えの方等は、区担当者までご連絡を お願いいたします。

今後の事業の流れ(予定)



※今後、用地取得の進捗状況や関係機関協議により、変更となる可能性があります。